

# 告示

## 埼玉県告示第千百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
キャッシュレス決済を利用して納付される使用料、手数料、売払収入及び雑入	東京都港区南青山五丁目一番地十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役社長 二重 孝好	令和六年十月一日から令和十年十月三十一日まで

二 指定をした日

令和六年十月一日